

議案第38号

上越市水道事業給水条例の一部改正について

上越市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月28日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市水道事業給水条例の一部を改正する条例

上越市水道事業給水条例（昭和46年上越市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第18条中「第12条第2項」の次に「（法第31条において準用する場合を含む。）」を加え、同条第1号中「の土木工学科」を「において土木工学科」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）」に改め、「有する者」の次に「（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第2号中「の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目」を「において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程」に、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「有する者」の次に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「高等専門学校」の次に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「修了した後」の次に「。次号において同じ。」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第8号中「水道に」を「水道等に」に改め、「有する者」の次に「（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第10号とし、同条第7号中「第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号」を「第1号から第6号まで」に改め、「若しくは学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第9号とし、同条第6号中「1年以上、」を「2年以上、」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に改め、「有する者」の次に「（第1号の卒業生にあっては1年以上、第2号の卒業生にあっては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「（5年以上水道の工事に係る技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第7号とし、同条の前に次の1号

を加える。

- (6) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第18条第4号中「中等教育学校」の次に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「有する者」の次に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第18条に次の1号を加える。

- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第18条に次の1項を加える。

- 2 水道用水供給事業に係る前項の規定の適用については、同項第1号中「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この項において「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第2号中「4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第3号中「5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第4号中「6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第5号中「7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「3年6月以上水道に関する技術上の実務に

従事した経験を有する者」と、同項第6号中「8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第7号中「10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第8号中「2年以上、第2号の卒業者にあつては3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年以上、第2号の卒業者にあつては1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第9号中「最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第10号中「1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」と、同項第11号中「3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」とあるのは「1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者」とそれぞれ読み替えるものとする。

第19条中「第19条第3項」の次に「（法第31条において準用する場合を含む。）」を加え、同条第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1項第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）、同項第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同項第3号に規定する学校を卒業した者（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）については5年以上、同項第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第19条第2号中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「及び第4号」を「又は第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する

課程を除く。）」に、「同条第1号」を「同項第1号」に、「同条第3号」を「同項第3号」に、「同条第4号」を「同項第5号」に改め、同条第4号中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「及び第4号」を「又は第5号」に、「学科目」を「課程」に、「同条第1号」を「同項第1号」に、「同条第3号」を「同項第3号」に、「同条第4号」を「同項第5号」に改め、同条第5号中「学校において、」の次に「第1号若しくは」を加え、「学科目」を「課程」に改め、同条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同条に次の2号を加える。

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(8) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第19条に次の1項を加える。

2 水道用水供給事業に係る前項の規定の適用については、同項第1号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第4号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6月以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第7号中「1年以上」とあるのは「6月以上」と、同項第8号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。